所得税の確定申告書の手引き

最終的に私のところまで上って

頭

全国税 その際、一片の通知で事を済ませようとしており、申し訳なかったと

については、最終責任者の私から、組合

事後的なことでは、どのくらいの影響 があるのかを見ておく必要があるかもし

を通じて職員の皆様にお詫び申し上げ る。(立ち上がって)大変申し訳ありま

-言があってしかるべきと現場は思

単純なミスで迷惑をかけたこと

が全面改訂されたが、長官の決裁があっ

のように庁のミスが続いている。その訂

正作業に、現場では大量の事務量を投下

ており、その責任は私にあり、私を追

たものと思う。今回は誤字があり、

庁の連続ミスで現場は大変

全国税

している。

福田長官

いう・

ということはない。

庁から指示し

7%確保されている。 が)19年度は100. 前年比99・6%だった

全国税 この時期、す

っている。 長官

せんでした。

れないと考えている。

及してもらいたい。

イン版PC、

日曜開庁問題を中心

回指導とハイカウンター、オフラ

も出さないため、

昼休み対応、巡

確申期に一人の死亡者、病人

交

人事運用の改善、組合差別

全国税

確申期はすで

一本番に入っている。

全

東京局江戸川南

署の個人課税部門上席が 死亡するという事態が起

税



発行所

発行人 岡田 俊明 電 話(03)3581-3678 FAX(03)3507-0886 振替口座 00140-2-68514

税務の職場"

った。ハイカウンター

導

署で苦情は出なかったと

言われたが、

実際にやっ

それをサポー トする。 は限られた人員の中で、

入の真意は何か。

長官 職員が中腰にな

そうした苦情の声は庁に ていて苦情は出ている。

でとなると、納税者を署

全国税 限られた人員

に来させないということ

ヒント

一手目の好手

は届いていないのか。

長官

画一的にならな

にならないのか。

話とFAXは上記の番号まの職場、何でも一一番」の職場、何でも一一番」の職場、何でも一一番」の職場、何で起こったを常時設置と解決するため「税務

東京都千代田区霞ヶ関 財務ビル内(〒100-0013) 全国税労働組合

何でも110番 zenkokuzei@aol.com

全国税ホームページ http://www.kokko-net.org/zenkokuzei

況が現われている。 事実上「昼休み無し」 わるまで相談するなど

状

どこの誰か」といきり立 も」の追及に、「それは せないためと話す幹部 もない(「納税者を来さ で、それ以外の何もので らないよう配慮したもの

全国税

お客さんの立

つにすることだ。

自宅でも申告ができるよ

長官そうではなく、

(10分で二、三段以上)

からナカデにします。

げ

いよう弾力的にと申し上

つ 一幕も)。

いと申し上げた。

ではなく、納税者の状況、

申告納税制度だ

律にやるということ

なのか、合点いかない。ちっ放しは人間的な扱い

な方法でやってほしい。 た人員で効率的・効果的 各署の実情に応じ限られ

前年導入した

のが一番いい。われわれ る人自身にやってもらう

長官 徹底したい。

底することでいいか。

やってもらう。 知ってい から自分のことは自分で 長官 従来と変わらな

となる長官交渉を実施しました。 全国税本部は2月2日、3回目 昨年の職員死亡に とした労働条件の改善、 務一元化試行の問題点とその改 内部事 と考えていいか。 だが、具体化されてい

の根絶、 求めました。(1・2面特集) 勤務時間の短縮を福田長官に 非常勤職員の諸課題改

また、私どもの組合 わば犠牲者とその家

極めて残念であった。 梗塞で倒れるなど、危惧 員が収受事務の最中に脳 した問題が起きたことは 昨年の IJ 返 (遺族)に対し、十分な 対応 たと考えるがいいか。 対策と超勤規制策、 再発防止のため、 爾後措置がとられ 環 健 ま

境整備策の拡充が不可欠 中に来署した納税者が終 うに指示している。 過重な負担にならないよ 昼休みの対応は従来と変 せず、 わらないと確認した。し なるため、超勤を前提と 全国税 確申期は厳しい時期に 全国各地で、午前 弾力的に実施し、 前回の交渉で

に哀悼の意を表したい。 死者が出たこと 指示してもらいたい。 を各局に指示徹底しても 倒れるかが話題になって 時までに終了させるよう も相談が延びるのは職員 らいたい。また、15分で さえいる。緊急時の対応 職員のうち誰が一番先に と対応している署では、 確認する。 にとって耐えがたい。 1月から多数の来署者 12

奇怪なことになってしま 税者も立ちっ放しという

長官 しかるべき配置

い。超勤をどう抑制する

違うが、昼に来た納税者 に昼も相談をやるとのピ でになったのでその点は アールはしないという 勤務時間は12時15分ま 従来通りと再 策が示されなかった。 中腰指導を問題視してき 題を重視し、立ちっ放し・ ことだ。ただ、12時15分 たのは、新たに休憩時間 り弾力的な対応をといっ 各署で考えていると思 休憩用イスの配備しか方 た。それに対し交替制と まで勤務時間は事実だ。 う。昼休みはこれまで通 .相談をやらないという 長官 緊急時の対応は 昨年、健康問

考えは同じだ。

全国税

今度は職員だけでなく納 今年はハイカウンター

う画 納税者を物理的に捌くと TP) 持ち込めば混乱させるだ ることができるのか危惧 相談を時間内に終わらせ Pを撤去した場合、指導 いう点で効果があったT ている。大量に来署する もオフライン版PCの大 けだ。 e-T 全国税 配備とタッチパネル 一的手法を押し付け の大量撤去とい 画 a ×対応で 一的手法を 用したTPを本年は4台 か配備しないと聞く。

いない。 激減している。 口的にはそれほど減って 増やしていないが、マク るが、PCの操作が不慣 いるより実際の配備数は てもらう。ただ、TPは れな方は、TPを利用し オフライン版を勧めてい にしかなく来署者を減ら 全国税 長官 TPは相談会場 減少につながる 長官が考えて

をしていると認識してお 幌北署の例だが、立席上 ない。 長官が視察した札 で3月の山場は乗り切れ くれると認識している。 り、全体を見て対応して 方で前年約一万八千件利 にオフライン版PCを百 一十台配備している。 全国税 現在の配置数 ばならないこともあるの 応じ弾力的にと指示して 提にせず、局署の実情に る。予算は (18年度が対 行うように指示してい で勤務時間管理を適正に 結果的に超勤をしなけれ いる。しかし、確申期は 長官 計画は超勤を前

応じ庁予算から手当てし いるではないか。 全国税 庁が関与して 会計課長 局の求めに

り、一律に指示はしてい まえ各局で工夫をしてお が、これまでの実績をふ フォローしてもらいた したのであれば最後まで 長官 繰り返しになる 全国税 予算を手当て

力的で現実的な対応をし は休日開庁に反対であ 各局署の実情に応じ、弾 が超勤を前提とした計画 の計画となっている。 年目になる。今でも我々 ていると理解している。 務運営を指示している。 務の優先度を判断した事 アウトソーシングの活用 とがある。アルバイトや お願いせざるを得ないこ 量に来署するので超勤を を組まないが、一時に大 超勤命令が出されるな で効率的な事務運営と事 長官 繰り返しになる 内部事務は超勤前提 日曜開庁は4

「コンビニ税務署」にな ってしまわないかという 大し、そして深夜にもと 月も、確申期以外にも拡 危倶しているのは、3

る。よろしくお願いした 長官 試行の継続であ

でに審査のため週3日の

従事するケー スが出てい

庁として交替制を徹

れず、一日中巡回指導に

になって交替制が守ら 全国税 ハイカウンタ

九段 石榑郁郎

稅

それは

相

切

ij

全国税

内部事務一元

ıŚ

増員できないか。

必要な人員は配

全国税 組合差別は不正であり 違法な行為である。行政には透明性 が求められ、説明責任が課せられて おり、内部行政においても同じだ。 納得を得ることは人事行政において て重要であり福田長官の決断



の身上に配意 であり、個々 ついても同様

業務の必

労働時間を35時間とす

割り振り特例を活用して た。支障のある職員は、 行ご職員に

日は、常時5千人を超え

の要求を提出するが、今

止になったと思う。

税大研修も見直し

狭い書庫の改善

適切な室温管理

専門書の充実

官用者の増車

喫煙室の改善

休養室の改善

適切な照明管理

パワハラの根絶

常備薬の改善

セクハラの根絶

イジメの棋絶

印刷機の更新・改善

机付拭きなどの廃止

12

13

15

17

18

19

20

事務用品の光実

食堂の開設・改善

時間外レクの改善

コピー機の更新・改善

空調設備の更新・改善

旅費の自己負担解消

通勤手当の自己負担解消

PC(KSK含む)の増設・改善

駐車料の自己負担解消

事務用品請求の簡素化

狭い事務軍の改善

で、有給の休息時間も廃

職場や業務環境の改善要望

優遇制度ということ

別途、

を求める。 長官 私 個人で申し 上げると、 この間組合 加入による 人事を行っ ていない。 全国税 福田長官が しないとい

(第三種郵便物認可)

全 国 不正

差 差法別な

局

気づかない

答ない

違 税

うことは信 じたいが、

次長そ して長官を

歴任してき

長官は局 ており、そ の間に組合差別に ついて気づかない はずはない。実態

しし

方攵

に差別が歴然とあ 長官 先輩の長 官と話す機会があ るが、そうした話 は聞いたことがな いる

も示してきたよう

私は馬鹿で結構 だ。これまでに差 別の臭いさえ嗅い だことはない。

全

限界探

が必要と 指摘

度人員をはりつける あるいは人員を所与

まだ回答はない(総務課 申期は通常業務に従事す いとの説明あり)。 のは別途窓口で検討した ものは回答する、ないも 長から、交渉議題にある 化試行に関し、1月10日 る話だったが。 に要求書を提出したが、 元化試行担当は、 確 を切離すことは考えてい 置している。ある一定の すのかを検討している。 として事務量をどう動か 事務を所与として、どの

納税者利便のため相談

を考えている。 多いので、他からの応援 部門で行う。ただ、量も 化の担当であり、一元化 書の処理や審査等は一元 切離すことはない。 総務課長 確定申告を 申告 る場合、審理担当に引継 ならないようにしたい。 ぐなど従事職員の負担に 中身が個別にな

全国税

給与制度の変

遇改善、行い職員の劣悪 中高年層と女性職員の処

極的に登用していく。

るよう、

な処遇改善、本人の希望

身申

・勤評の

仕組みは変わらない

だった。加えて一元化の 切り離しを求めたとこ 人員がタイトになってお 検討するということ 前回、相談の

> 更でも、 仕組みは変わらないの 人事課長 勤務評定があるとの 4月に身上申告 変わらな を尊重した配転、「異動

人事運用では

望の実現を求める。 保障」にかかわる本人希 中高年職員の努

時間45分に

力によって組織が成り立 っていると認 応していきた しかるべく対 識しており、

非常勤職員の諸問題に英断を

検討結果待つに尽き

を待つことに尽きる。

全国税

と考えて 員には報いる やっている職 い。一生懸命 ことが必要だ

強めており、再考を

長官 国家公務員だけ

税大研修の場でも規制を

502

498

363

325

315

268

245

237

235

209

201

201

191

159

153

150

138

119

112

104

61

56

49

33

長、昼休み短縮で現場は

本当に困っている。また、

部門 電話相談も集中化を進め 談をやってもらうかもあ ているところである。 り分ける作業をしている 研修内容を定めたい。 務を賦課と一元化とに振 り、20年度までに一元化 研修は、どの程度の相 に依 これまでの業 連 然後ろ 携 向 るූ のだと思うが、 検 討

|年で必ずとは||言えないが努力する 税部門と一元化部門の連 替るのは難しいので、課 談も含め、途中で担当が 事務を複雑にしないか。 に分ける場合、かえって 理事務を一元化と賦課と 一般税務相

例えば、源泉未納整 無理があ 出したと言える。 が、従事人員を減らして そもそもこの試行自体

も行おうという無謀なも おいて、その限界を探る 通じて新システムの構築 人体実験」とも言え、

ンで起きた。チェックシ ステムが働かない、いわ 元化試行署担当セクショ た還付金詐取事件は、 しているところだ。 携について庁として検討 なのではないか。 のだ。仕切り直しが必要

とになるのではないか。 管理部門と同じというこ 総務課長 10年が15年に 不利益にな

らないよう考えている。 なる、それは聞いていな

ば一元化の弱点をさらけ 長官穿った見方だ。

いということになる。

(試験免除) はどうなる が、税理士法との関係 署に属するとされている 一元化担当は徴収関係部 全国税がかわって、

立てて行うものではない かし、人事は数値目標を い職員に対し「内容を知 について、従事していな 内部事務の一元化試行

配置を行な

っている。

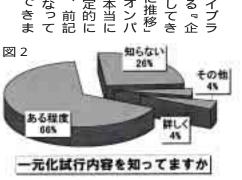
人事院の指針をうけて積 について、 女性職員 ずとは言えないが努力し と考えている。 た配転希望は、 「異動保障」 2年で必 に関わっ

っていますか」と聞いた

結果が図2のとおりで

職場や業務環境の改

に1日7時間45分にする 場全体にかかることなの よう働きかけてほしい。 で、関係機関の検討結果 長官 二つは公務の職 少なくとも直ち 拘束時間 「バラ色」紹介のオンパ 知りたい情報が決定的に いることが想定できま 不足しているため、前記 レードで、職員が本当に ましたが、「順調に推移 画課情報』を掲載してき リに一元化に関する『企 16年秋以降、ライブラ た受けとめ方になって



及していきます。 ます。 *

用者責任を果たすよう追 署・局・庁当局に多くの 課題が突きつけられてい くりに早急に着手し、使 ンケートを通じ、 働きやすい職場づ

図 1 拘束時間延長・昼休み短縮について 2,083 635 501 850 □元に戻して ■15分短縮を ■過35時間に □ やむなし 図1 現行 れています。 の悲痛な訴えも記載さ の2にのぼり、 ことは明白で、「すぐに 日15分短縮」を行う 改悪後、「 分長い」現状である 短縮について、「元に 同時に「週35 してほしい」

官が民より

を切実に求めています。 40時間) の 時短」

プ3を占めており、時間は局署・所属別ともトッ 務室」「適切な室温管理」 のとおりです。 「狭い書庫」「 狭い事

計画」に否定的、

反対で

21年夏の全署一斉実施

既報のとおり、

8 割 が

外実施のシバリで参加率

が強くあります。 3割台の人レクについ Ź その改善を求める声 * *

善要望」が強い項目は表

時 間

数多く

が 3 分

「仕事と職場に関

ッるアンケー-

結果

拘束時間延長・昼